

# 5 社会参加と自立のために

## 手話通訳者設置

- ①対象者 聴覚・音声・言語機能に障がいがあり、手話通訳を必要とするかた
- ②内容 ○毎週月・水・金曜日（8：30～17：15）に、ふくし課に手話通訳者がいます。  
○市役所の各課窓口での申請手続きに際する通訳、相談・助言、その他意見等の伝達の仲介を行います。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007  
FAX 45-7270

## 手話通訳者・要約筆記者派遣

- ①対象者 聴覚・音声・言語機能に障がいがあり、手話通訳または要約筆記を必要とするかた
- ②内容 ○社会生活上必要不可欠な業務において、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思等の伝達の仲介を行います。  
○利用料など自己負担はありません。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007  
FAX 45-7270

## 電話お願い手帳の配布

- ①対象者 聴覚・言語に障がいのあるかた
- ②内容 ○耳や言葉の不自由なかたが、周りの人に協力を求める際に使用する手帳です。  
○NTTグループより無料で配布され、ふくし課の窓口にあります。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007  
FAX 45-7270

# 5 社会参加と自立のために

## 字幕入りビデオライブラリー

- ①対象者 聴覚障がいのあるかた、手話の勉強をしたいかた
- ②内容 ○映画・ドラマ・趣味・手話の学習用教材・ドキュメンタリー・教養・アニメ・等の字幕（または手話）入りビデオ・DVDを貸し出します。  
○貸出料は無料です。
- ③相談窓口 香川県聴覚障害者福祉センター 087-868-9200  
FAX 087-868-9201

## 119番通報について

### 1. FAXによる通報

- ①対象者 どなたでも利用できます。
- ②内容 FAXで「119」をダイヤルし、送信することで消防隊や救急隊の要請ができます。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007 FAX 45-7270  
坂出市消防本部情報指令課 46-0119 FAX 46-4491

### 2. インターネットによる通報

ネット  
Net119緊急通報システム（※事前登録が必要）

- ①対象者 坂出市消防本部管内（坂出市、宇多津町）に居住、通勤または通学しているかたで、聴覚や言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難なかた
- ②内容 携帯電話・スマートフォン等のインターネット機能を利用して、いつでも全国どこからでも119番通報できるシステム
- ③相談窓口 坂出市消防本部情報指令課 46-0119  
FAX 46-4491

# 5 社会参加と自立のために

## 110番アプリシステムについて

- ①対象者 聴覚や言語機能に障がいがあるかたなど、音声による110番通報が困難なかた
- ②内容 ○聴覚や言語機能等に障がいがあり、音声による110番通報が困難なかたが、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察に通報できるシステムです。  
○スマートフォンに専用のアプリをダウンロードし、氏名等を事前に登録することで利用が可能です。
- ③相談窓口 香川県警本部 087-833-0110  
FAX 087-833-9494

## 身体障がい者補助犬給付

- ①対象者 身体障害者手帳の交付を受けた満18歳以上の在宅の視覚障がい、肢体不自由または聴覚障がいのあるかたであって、日常生活に著しい障がいがあり、補助犬給付が就労等社会活動への参加に効果があると認められるかた
- ②内容 ○盲導犬、介助犬または聴導犬が給付されます。  
なお、介助犬、聴導犬については未だ育成施設の数少なく、需要に比して育成頭数が少ない状況にあることから給付までにかかなりの期間を要することが予想されます。  
○給付を受けようとするかたは、申請書、その他の必要書類を、毎年度市ふくし課を経由して香川県知事に申請します。  
○給付の決定を受けたかたは、知事の指定する訓練所等において補助犬の使用に関する所定の訓練を修めなければなりません。訓練施設入所中は、施設入所に係る費用徴収があります。  
○補助犬の給付については自己負担がありません。補助犬の飼育に係る食料費等の一切の費用は、給付を受けたかたが負担します。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

# 5 社会参加と自立のために

## 災害時用バンダナについて

- ① 対象者 災害時に配慮が必要な市内在住者、手話ができる市内在住者など
- ② 内容 ○災害時に配慮が必要なかたが身につけることで、障がいのあることや手話・筆談でのコミュニケーションなどの支援が必要であることを周囲に知らせたり、支援を必要とする人に手話ができることを知らせたりすることができます。
- ③ 相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

## 自動車運転免許取得費助成

- ① 対象者 1 級～4 級の上肢、下肢または体幹機能障がいのあるかたで、免許取得後において、改造した自動車による自立更生計画が適当と認められるかた
- ② 内容 ○自動車運転免許取得に要した費用の 3 分の 2 以内の額を助成します。ただし助成の限度額は 10 万円です。  
○自動車学校入校の申込みをする前に、市への申請が必要です。  
○世帯の所得により、所得制限があります。
- ③ 相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

## 自動車改造費助成

- ① 対象者 1 級～4 級の上肢、下肢または体幹機能障がいのあるかたで、就労等のために自らが所有し、運転する自動車を改造する必要があるかた
- ② 内容 ○運転免許証の備考欄に、免許の条件等として記された、操行装置（ハンドルノブ、方向指示レバー等）および駆動装置（アクセルペダル位置等）の改造に要した費用を助成します。ただし、助成の限度額は 10 万円です。  
○改造する前に、申請が必要です。  
○世帯の所得により、所得制限があります。
- ③ 相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

# 5 社会参加と自立のために

## 重度身体障がい者介助者用自動車改造助成

- ①対象者 下記のいずれかに該当するかた  
ア.坂出市内に 1 年以上住所を有し、在宅で生活する者で、下肢または体幹機能障がい 1・2 級の身体障害者手帳が交付されていて、車椅子、ストレッチャーその他補助用具を使用し介助を受けなければ移動が困難な状態が継続すると認められるかた  
イ.アの障がいのあるかたと同居もしくは生計を一にして市内に住所を有するかた
- ②内容
- 車椅子のまま乗降できるようなスロープまたはリフト装置の設置、および車両への固定について、改造に要した費用の 3 分の 2 以内の額（40 万円を限度とする。）を助成します。
  - 上記同様の改造を施した車（新車に限る。）を購入する場合、同種の標準型車両本体価格との差額費用の 3 分の 2 以内の額（40 万円を限度とする。）を助成します。
  - 車は、上記アまたはイのかたの所有名義でなければ、対象になりません。
  - 改造もしくは新車を購入する前に、申請が必要です。
  - 世帯の所得により、所得制限があります。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

# 5 社会参加と自立のために

## 職場実習奨励金

- ①対象者 あっせん機関（※）のあっせんにより、市内に居住する障がいのあるかたを実習生として5日間以上職場実習に受け入れた事業主（市外の実習場所も対象です。）
- ②内容
- 奨励金は、実習生1人あたり20,000円です。5日間以上であれば、実習期間の日数に関わらず、実習生一人あたりの額は定額です。事業主が同一の実習生を2回以上職場実習に受け入れた場合、2回目以降の職場実習は対象外です。
  - 就労継続支援A型の事業所における障がい福祉サービス利用者としての就労、トライアル雇用、および高校2年生以下の職場体験を除きます。
  - 申請期限は、職場実習を終了した日から1年を経過する日までです。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

## 障がい者就職支度金

- ①対象者 市内に居住する障がいのあるかたで、一般就労が決定し、トライアル雇用の期間を除き6ヵ月以上継続して週平均20時間以上勤務する見込みがあり、下記ア～ウのいずれかに該当するかた
- ア. 特別支援学校に在学の者または特別支援学校を卒業後5年以内のかた
  - イ. 30歳未満で、あっせん機関（※）によるあっせんにより就職したかた
  - ウ. 就労移行支援または就労継続支援の事業を経由して就職したかた
- ②内容
- 金額は、36,000円です。一人一回限りです。
  - 申請期限は、就職した日から1年を経過する日までです。
- ③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

※あっせん機関とは、公共職業安定所、特別支援学校、障がい者就業・生活支援センター、地域障がい者職業センター、特定相談支援事業者、一般相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者等です。

# 5 社会参加と自立のために

## 特別支援学校高等部生徒資格取得費補助

①対象者 市内在住の特別支援学校高等部に在学する生徒で、対象資格検定の合格者（坂出市民であれば、市外の特別支援学校高等部に在学していても対象です。）

②内容 ○資格を取得するための受検料を全額補助します。

○対象資格検定

- ・原動機付自転車免許学科試験
- ・普通自動車免許学科試験
- ・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師
- ・きゅう師
- ・コンピュータサービス技能評価試験
  - ワープロ部門 1～3級
  - 表計算部門 1～3級
  - データベース部門 1～3級
  - オフィスドキュメント部門 1～3級
  - PCドライビング部門
  - セキュリティ部門
- ・パソコン入カスピード認定試験 5段～4級
- ・ワープロ実務検定試験 1～4級
- ・珠算・電卓実務検定試験 1～6級
- ・実用英語技能検定 1～5級
- ・日本漢字能力検定 1～4級
- ・硬筆書写技能検定 1～5級
- ・毛筆書写技能検定 1～5級
- ・日本語検定 1～準5級
- ・公益財団法人全国商業高等学校協会が主催または後援する検定試験
- ・公益財団法人全国工業高等学校長協会が主催または後援する検定試験
- ・その他市長がこれらと同等と認めるもの

○申請期限は、合格した日から1年を経過する日までです。

③相談窓口 坂出市ふくし課 障がい福祉係 44-5007

# 5 社会参加と自立のために

## 駐車禁止規制の適用除外

### ①対象者

障がい名		障がい程度		
身体障がい	視覚障がい	1級から3級までの各級および4級の1		
	聴覚障がい	2級および3級		
	平衡機能障がい	3級および5級		
	上肢不自由	1級、2級の1および2級の2		
	下肢不自由	1級から5級		
	体幹不自由	1級から5級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変により運動機能障がい	上肢機能	1級および2級（一上肢のみの場合を除く）	
		移動機能	1級から2級までの各級	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障がい	1級および3級		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級		
	肝臓機能障がい	1級から3級までの各級		
知的障がい	療育手帳 ㊤、A			
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳 1級			

- ②内容
- 対象者が移動を目的として使用する車両が駐車する（同乗する）場合、他の交通の妨げにならないければ、駐車禁止区域内や時間制限駐車区間（パーキングチケット、メーター）に駐車することができます。法定駐車禁止場所や駐停車禁止場所では、標章を提示していても駐車できません。
  - 車両を保有していないかたでも交付が受けられ、タクシーや他の人の車両に乗車する場合でも標章が使用できます。
  - 有効期限は標章の発行日から3年間です。
  - 標章の交付を受けるためには、申請書を警察署に提出しなければなりません。
  - 申請に必要なもの
    - ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
    - ・ 自動車検査証
    - ・ 免許証
  - ※ その他必要なものは警察署に確認してください。

③相談窓口      坂出警察署      46-0110

# 5 社会参加と自立のために

## かがわ思いやり駐車場制度

### ①対象者

区分		等級	
身体障がい	視覚障がい	1～4級	
	聴覚障がい	2、3級	
	平衡機能障がい	3、5級	
	肢体不自由	上肢	1～4級
		下肢	1～6級
		体幹	1～3、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～4級
		移動機能	1～6級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障がい		1、3、4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい		1～4級
知的障がい		療育手帳④、A	
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳1級	
特別児童扶養手当対象児童		当該手当の受給対象者のうち身体・知的・精神障がいの手帳の交付を受けていないかた（ただし障がい区分が音声・言語・そしゃく機能のかたと障がい等級2級のうち知的・精神の障がいのかたは対象外）	
高齢者		要介護状態区分が「要介護1～5」	
難病患者		特定医療費（指定難病）受給者等 小児慢性特定疾病医療受給者	
一般的に移動に配慮が必要な者	けが人	けがにより一時的に歩行が困難なため、車いす、杖等を使用するかた	
	妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた日から、単胎児の場合は産後2年、多胎児の場合は産後3年までのかた	

### ②内容

利用証を交付されたかたが、左の案内表示がある駐車場を利用できます。官公署やショッピングセンター等の出入口に近い場所等に設けられています。

#### ○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、介護保険被保険者証 等
- ・代理申請の場合は代理人のかたの身分証明書（運転免許証等）





# 5 社会参加と自立のために

## 代理投票と点字投票

- ①対象者 ○投票用紙に文字を記入できないかた、目の不自由なかた
- ②内容 ○代理投票は、投票用紙に文字を記入できない選挙人のために、投票所の係員が代わって記載する制度です。投票管理者に申請すると補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が指示どおりかどうか確認します。(平成25年5月の法改正により補助者は「投票事務に従事する者」に限定されました。)
- また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、点字での投票もできるようになっています。
- ③相談窓口 坂出市選挙管理委員会 44-5020 (内線 591)

## 郵便等による不在者投票

### ①対象者

身体障がい者手帳	障がい名	障がい程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能の障がい	●	●	／
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	●	—	●
	免疫、肝臓の障がい	●	●	●

戦傷病者手帳	障がい名	障がい程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障がい	●	●	●	／
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	●	●	●	●

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

### ②内容

- 上記のかたのうち、坂出市の選挙人名簿に登録されているかたで、かつ選挙権を有するかたは、選挙の時に、自宅で投票用紙に記入し、選挙管理委員会に郵送することにより投票することができます。

# 5 社会参加と自立のために

○郵便等による不在者投票ができるかたのうち上肢・視覚の障がい1級のかた（戦傷病者手帳の場合は、上肢・視覚の障がい特別項症、第1項症、第2項症）は、手続きを行えば代理の人に記載してもらう方法によることもできます。

○坂出市選挙管理委員会が交付する郵便等投票証明書が必要です。

○投票用紙の請求は、選挙期日の4日前までに行ってください。

③相談窓口 坂出市選挙管理委員会 44-5020（内線 591）

## 成年被後見人のかたの選挙権の回復

平成25年5月に公職選挙法の一部が改正され、成年被後見人のかたは選挙権・被選挙権を有することとなりました。

## 青い鳥郵便葉書の配布

①対象者 身体障がい1～2級、知的障がいⒶ、Aのかた

②内容 ○身体障がい者福祉に対する理解と認識を高めるための青い鳥郵便葉書が20枚贈呈されます。

○受付期間や申請方法は各郵便局にお問い合わせください。

③相談窓口 各郵便局

## 電話リレーサービス

②対象者

②内容 聴覚や発話に困難があるかたと聞こえるかたを、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐ公共インフラです。

日本財団電話リレーサービスへの利用登録後に利用ができます。

③相談窓口 利用登録・利用方法・サービス内容について

（一財）日本財団電話リレーサービス

TEL 03-6275-0910 FAX 03-6275-0913

MAIL [info@nftrs.or.jp](mailto:info@nftrs.or.jp) HP <https://nftrs.or.jp/>

制度について

総務省 電気通信消費者相談センター 03-5253-5900